

第3回 鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議

日時：令和5年10月3日(火)
午後1時30分～午後3時
場所：県庁14階 14-A-1会議室

会 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第2回調整会議の概要等について

(2) 本港区エリア景観形成ガイドライン(素案)について

(3) 意見交換

(4) その他

3 閉 会

鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議
の進め方と概ねのスケジュール

年度	開催時期	協議事項
R 5	7月25日 (前々回)	第1回会議 ・現状説明, 今後の進め方, 意見聴取 ・景観・デザインへの配慮項目
	8月25日 (前回)	第2回会議 ・ガイドライン (たたき台) の提示 ・意見聴取
	10月3日 (今回)	第3回会議 ・ガイドライン (素案) の提示 ・意見聴取
	10月上旬	パブリックコメント
	12月	第4回会議 ・パブリックコメントの内容と対応 ・ガイドライン (案) の承認 ・調整会議の今後の方向性

第3回「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」議事概要

- ・開催日時：令和5年10月3日（火）13：30～15：00
- ・開催場所：県庁14階（14-A-1会議室）
- ・出席委員：全委員11／11人が出席

※以下、議事に従い、第2回調整会議議事概要及び素案作成に向けた委員追加意見と、景観形成ガイドライン（素案）について、事務局からの説明後の内容（発言順）

（佐多委員）

- ・ 県議会の総合政策建設委員会において、ガイドライン素案を提示し説明した際に、委員会の委員から、ガイドラインに関して以下の意見があったので紹介する。当調整会議での意見を頂ければと思う。
- ・ ガイドラインP7において、視点場と回遊動線の設定で、鹿児島中央駅から住吉15番街区に結びつくパース通りを回遊動線に設けてはどうかというような意見があった。
- ・ ガイドラインP22(7)色彩に関する事項において、「アクセントカラーを効果的に使用するなど、個性を演出する」という記載があるが、アクセントカラーについては、今は流行であるが、これが数年後になると、時代遅れになるのではないかという意見があった。

（喜元委員）

- ・ まちづくり・デザイン特別アドバイザーの国吉先生にガイドライン素案を確認いただいたところ、以下の提案があったので紹介する。
- ・ 「4 配慮の方針」と「6 配慮する事項」の繋がりが分かりにくいので、ガイドラインの理念を分かりやすく表すような内容追記について検討した方がよい。
- ・ 具体的には、「①本港区全体に緑地と広場と歩行者回遊動線、桜島への眺望空間や市民活動の場へ」、「②その中心にウォーターフロントパークと一体となった市民活動と憩いの場」、「③中心市街地からの港への眺望確保」、「④眺望の軸と市街地の賑わい空間の接続、緑の軸、賑わいの軸」、「⑤地区内の建築物は極力高さを抑え、広場空間と一体となったランドスケープ的工夫や、桜島への眺望も楽しめるテラス状空間の導入などを行う。また市街地側も含め周辺に対して、閉鎖的になるような壁面設置を避け、賑わい小施設など開放的な空間の配置工夫を行う。」という5つのポイントを追記してはどうかとの提案であった。
- ・ この提案の内容も今後の検討材料としたい。

（岩元委員）

- ・ 「6 配慮する事項」において、実際に運用する時に、空間等がどの程度確保されれば適切ということについては、考えておく必要があると思う。
- ・ ガイドラインP24「7 配慮についての協議・調整」において、確認等を誰がどういう形で行うのかという運用面を考えておく必要があると思う。

（高取委員）

- ・ 回遊動線が歩行者目線で見たとときに、佇みの場とその背景に広がる異なる要素を歩行者目線で快適な空間になるよう一体的に面的なデザインとしていくことが大事である。例えば、ドルフィンポート跡地等で桜島が見えるような広いテラス席を設けて、それと水辺の回遊動線と護岸をどうリンクさせるか、そうした関係性も“面”の要素も含めてみてはどうか。
- ・ 佇みの場という表現は、非常に素敵な表現でとてもいいと思う。

- ・ ガイドライン P22 「(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項」については、まちなみの連続性を阻害しないものとなるよう工夫するということは大事であるが、大街区で駐車場だけが続くような景観は、ヒューマンスケールの観点から捉えどころがないものになってしまうので、樹木や花壇などのランドスケープ等の工夫で、歩いて楽しめる空間になるような工夫をするなどの表現も必要ではないか。

(小山委員)

- ・ 今回の素案は、桜島や市街地のことだけではなく、例えばウォーターフロントパークや、ドルフィンポート跡地での「活動の眺め」という記述があり、人の姿が見えてくる活動に焦点が当てられるようになったのは非常にいい。
- ・ 眺めについての記載が、どこも同じような表現になっているので、眺めの中身を具体的に示す必要がある。例えば、P11□3の1丁台場では、荷役作業越しに桜島が見えることが特徴の眺めである。このような記載にすることで、方針と配慮事項の関係性が分かりやすくなるので、もう少し具体化していくとよい。特に、異なる要素の関係性を一体的に感じられるような部分が大事である。
- ・ 同じ佇みの場でも橙色動線上のものと、緑色動線上のものがあり、橙色はベンチなどに座って佇むイメージであるが、みなと大通りや朝日通り等の通り沿いの佇みの場合は、信号待ちで立っているときに桜島が見えるようなイメージである。このような違いを整理してはどうか。

(川島委員)

- ・ 回遊動線や居場所空間の創出ということは、ガイドラインに対して大変重要なポイントであり、魅力ある歩行空間をどう作るかということに、常に力点を置くべきである。
- ・ ガイドライン P24 「7 配慮についての協議・調整」については、ここで議論されていることが、事業者や設計者、今後の街のあり方に踏襲されていくことが重要である。そのためには、単なる手続き上の報告や調整ではなく、共に施設を育てていくような組織体によって、協議調整が進むべきである。高いポテンシャルを持った本港区エリアでは、行政も含めたまちづくりの事業者や設計者及び多くの人たちが一体になって、良いまちづくりを展開するために、調整作業を進めていっていただきたい。
- ・ 我々が力点をおいていたのは、朝日通りやマイアミ通りであり、歩行空間についての内容であった。これは国土交通省が進めているウォークブル推進都市というような考えもかなり関係していると思うが、パース通りについては、車移動がメインの幹線道路になってくるかと思うので、今回の景観的な配慮は、回遊動線や居場所空間の創出などの歩行者目線での展開を期待するという意味であることから、やはり中核の内容としてマイアミ通りや朝日通り、みなと大通りというところを中心にまず詰めていくべきである。ただし、パース通りの活性化を考えたときには、鹿児島中央駅から甲突川の歩行空間などの整備が重要であり、天文館や本港区エリアの歩行空間が整備されたときに、このパース通りを、単なる車での移動空間ではなく、今後、まちとして成長させていくという段階的な考え方も必要である。

(徳島委員)

- ・ ガイドライン P22 のアクセントカラーが時代にマッチするかという意見については、あえてここでアクセントカラーを効果的に使用することを記載する必要があるか検討すべき。
- ・ ガイドライン P23 「(11) 夜間景観の演出に関する事項」については、他自治体の事例として、高いところを照らす「俯瞰する光」や、水際で水辺を照らす光、通りを照らす光、ランドマークなどの個の明かりを照らす光というような役割を入れてみてもよいのではないか。

(中島委員)

- ・ みなと大通り，朝日通り，マイアミ通りの三つの線があるが，マイアミ通りからの眺望は，朝日通り等と比べて，桜島への眺望が確保できないという理解でいいのか確認したい。
- ・ 眺望の場と佇みの場で，例えば P9 の☆3 みなと大通りの区域外からの桜島の眺望は確保され，P14 の□8 NHK 横の緑地帯も錦江湾・桜島を眺めることが一番にうたわれている。朝日通りにおいて，P13 の□6 ドルフィンポート跡地角は，桜島・錦江湾の項目がなく，同様に□7 ドルフィンポート跡地付近も，桜島・錦江湾の眺めについて記載がないのは，残念である。

(事務局)

- ・ みなと大通りや朝日通りは，通りを歩きながら，通りの正面に桜島を目にして，港の方に動線として眺望できる。マイアミ通りについては，市街地から歩行して見ていくときに，その直前までのところでは桜島を通りの正面に眺望するという場所ではないという状況である。逆に市街地側の街並みの眺望としては，視点場として確保できるので，マイアミ通りは行き着く先へ佇みの場としての視点場を設定している。佇みの場としては，歩いた先に港の活動であるとか，振り返ったときの市街地の街並み，そういう部分を大事にする視点場という整理をしてきているところ。
- ・ □6・□7 佇みの場については，必要性があるかどうかも含めて整理させていただきたい。

(山中委員)

- ・ ガイドライン P6 の対象区域は，全部が本港区エリアではないか。
- ・ ガイドライン P6 の配慮の方針の文章中に，「賑わい」という言葉が必要ではないか。
- ・ ガイドライン P8 で，みなと大通りは桜島が見えるので，桜島の記載が必要ではないか。
- ・ ガイドライン P18①で，界索性という記載については精査が必要ではないか。
- ・ ガイドライン P18②で，マイアミ通り，朝日通り，みなと大通りから，ウォーターフロントや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線の連続性に配慮するとあるが，この3つの通りをどうしたいのかを記載した方がよいのではないか。
- ・ ガイドライン P19②で，閉鎖的にならないように，建物の内外が一体になった開放的な空間という記載になっていると思うが，横浜市ガイドラインのような絵を使って分かりやすくした方がよいのではないか。
- ・ 実際，建築をされる方が設計をするときに，この方針のどれを守っていけばいいのかというのがはっきりしないので，明確にした方がよいのではないか。

(富宿委員)

- ・ 桜島との間に人の活動，港の活動が入ることが鹿児島港の魅力だが，写真に人が全然見あたらないので，寂しい感じがする。視点場 10・11 の北ふ頭と南ふ頭は，荷役作業をしている姿そのものが1つの魅力だと思うので，港の活動の姿が入っていると，雰囲気が出てよい。
- ・ 佇みの場には，佇む設えが必要だと思うので，ベンチ等は必要ではないか。

(上村委員)

- ・ 回遊動線が定義されたのはよい。
- ・ 回遊動線の候補として，北ふ頭の白灯台のところまでであるが，現段階では，港の機能のために動けないと思うが，今入れる必要があるのかと感じた。
- ・ アクセントカラーについては，ガイドライン P22 で写真の例があるが，実際に，北ふ頭の整備を行った際，パステルカラーとアクセントカラーを使って，緑色の屋根にピンク色が少し使われているものが，アクセントカラーとしての使い方だった。新しいガイドラインには，このような内容をこだわる必要はないのではないか。

- ・ 「7 配慮についての協議・調整」について、基本的には民間がないエリアであり、NHKも整備されているが、確認調整はどこが行うのかというのが、少し曖昧な気がする。このガイドラインの体制として、例えばホームページ上に掲載されると、その中身がわからないこともあるかもしれないので、問い合わせ先を掲載する必要があるのではないかと。

(喜元委員)

- ・ アクセントカラーについて、個性を演出するというのが、必要かとの意見もあるので、ここについては文言を修正すればいいのではないかと。
- ・ ガイドラインの反映については、敷地は県有地がほぼ全体ということで、建築計画として、今考えられるのは、スポーツコンベンションセンターと、利活用検討委員会で議論が進んでいる利活用方策というところ。県がどのようなものを作っていくのかというところが、目下の課題となっているので、そのあたりを上手に反映させることになる。
- ・ 本日の意見も加えたところで、一般の方にもわかりやすいような形で整理ができればいいと思う。

(佐多委員)

- ・ 何故こういう眺めなのかというところは、具体的な記述があった方がいい。特に、港の景観については、人が活動している写真を出していただきたい。
- ・ 高さに関して、ウォーターフロントパークについて、P17のとおり、「既存の建物、樹木の高さを考慮しながら」という記載はいいと思う。素晴らしいオープンスペースであり、景観計画の高さだけにこだわらず、周りとの調和した高さというのは必要である。
- ・ 夜間照明については、連続性のあるところは全て明るいとかが、全て同じ色調とかではなく、メリハリを効かせた照明が必要である。少し薄暗いところから、先の明るいところに向かって歩いていくというような、導きの照明というのも考慮する必要があると思う。

(小山委員)

- ・ □7の佇みの場については、そこからの眺めとして、「ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め」と記載があるので、眺めの対象を桜島だけにするのはなく、人の活動などにも広げて解釈し、☆を打つ（眺望の場に設定する）ということもありうる。回遊性を誘発するという意味では、市街地からの軸線の先端ではなくて、より市街地に近いところにあった方が効果を持つのではないかと。今後、本港区エリアが憩いの場となる方向性であれば、ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動自体も、眺めの対象になるのではないかと。

(高取委員)

- ・ 視点場では、海から見た景観も非常に大事である。桜島や船など、外から来たときに、鹿兒島の形がどう見えるか、その地域のアイデンティティを示すことが大事だと思う。例えば、横浜も、海から見た視点として、建物のスカイラインを統一的に作っていくことを徹底しているので、ぜひ盛り込んでいただきたい。

(川島委員)

- ・ 回遊動線の候補地に対して補足させて頂く。港湾機能により現在通れない場所は、不要ではないかという意見があったが、より良い将来を見据えたということで、例えば築地は卸売の機能と観光が共存して、かなり大きくなっているような状況もあり、地域の大きな魅力に繋がっていく可能性があるなと感じていて、より多くのきっかけやメッセージに繋がっていくと思う。

本港区エリア景観形成ガイドライン(素案)作成に向けた委員追加意見概要

※第2回調整会議後に、以下の追加意見が各委員よりあった。

(高取委員)

- ・ 「本港区エリアの個性・まちづくりの考え方・理念」に関する記述を記載し、その中で景観デザインの考え方を紐づけていくことが重要ではないか。
- ・ 歴史性を活用した水際線の回遊動線、まちからの賑わいの連鎖（街路の特性を強化）する縦方向の回遊動線と、それぞれの景観の目指すところも明確化してもよいのではないか。
- ・ 桜島への視点場からの可視範囲等はどこまで含むかなどの視点も検討してみてもどうか。

(小山委員)

- ・ 回遊動線と佇める場所を設定したうえで、桜島等への視点場を設定していく整理がよい。
- ・ マイアミ通りからドルフィンポート跡地にかけての通りについては、海側も市街地側も見えるような場所であり、最も重要で醍醐味がある。図示するイメージとしては、動線の途中に佇める場所を明示するような表現がよい。視点場は見え方だけではなく、居心地の良さという観点も重要。
- ・ 低層階を工夫した施設の事例には、鹿児島大学の芝生広場周辺の建築物などがあるので、参考にしてみるとよい。

(川島委員)

- ・ 調整会議でも意見のあった佇める場所についての名称は、「佇みの場」がよい。
- ・ 海側から入港する船からの景観に関する視点場を図示する必要はないが、景観として重要であるので、ガイドラインに文章で記載するとよい。
- ・ 北ふ頭の旅客ターミナルから白灯台までを繋ぐような回遊動線が必要。
- ・ ガイドラインの策定後の配慮については、重要であり、活用する事業者へしっかり伝わるような記載とすることは大事である。

(中島委員)

- ・ 「ガイドラインの位置づけの図」内に、市景観計画については、「景観形成基準」、「届出対象行為」、「屋外広告物条例」の表現が適切かどうか分からないため、どれも「遵守する」という言葉だけでよいのではないか。
- ・ 鹿児島市景観計画の景観形成基準は、高さだけでなく、色彩や緑化などの項目がある。景観計画への配慮について記載するのであれば、高さの配慮だけを記載するのではなく、景観形成基準を遵守するような表記が必要ではないか。
- ・ 視点場などは、定義や設定理由、今後の対応等について整理する必要があるのではないか。
- ・ 鹿児島港本港区エリアまちづくり事業者公募（ドルフィンポート敷地・ウォーターフロントパーク地区）の公募要項（案）やスポーツ・コンベンションセンター基本構想等におい

て、マイアミ通りからの桜島眺望に留意するなどの記述がある。また、調整会議においても意見等があったが、これらの経緯等を踏まえ、マイアミ通りにおいても視点場を設定したほうがよい。

(山中委員)

- ・ 「4 配慮の方針」について、記載内容が不足していると感じる。別頁に配慮する事項を記載しているが、なぜそれらに配慮するのかが分かるように、配慮の方針をきちんと整理したほうがよい。
- ・ 「視点場」については、鹿児島市景観条例で定義づけしていることから、誤解を生じないように、別な名称に検討した方がよい。
- ・ 「(2)見通し確保に関する事項」について、「開放的な構造を取り入れるなど、外部空間と内部空間の連続性・・・」とあるが、イメージできないので、写真等を入れた方がよいのではないかと。
- ・ 「(3)オープンスペース、回遊性の確保に関する事項」について、「比較的狭あいでは、写真等で具体例を示した方がよいのではないかと。
- ・ 「(7)色彩に関する事項」について、「原色を効果的に使用する」とは、どのようなものを想定しているのかイメージ写真等が必要ではないかと。
- ・ 「(12)道路及び緑地・緑化に関する事項」について、③の交通標識は、道路交通法の規定に基づくものは景観に配慮できないため、「法令に基づくものは除く」などの例外規定を設ける必要があるのではないかと。

(富宿委員)

- ・ 「(14)その他」について、「各所に水路や噴水を設ける」という記載は、不要ではないかと。

(岩元委員)

- ・ 「(7)色彩に関する事項」について、南国らしさの演出を求めないのであれば、アクセントの原色使用は必ずしも必要ないと思われるため、「～統一性に配慮する。」という記載にとどめてはどうか。

第2回「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」議事概要

- ・開催日時：令和5年8月25日（金）14：00～15：30
（会議に先立ち、11:00～12:00 本港区エリア現場視察を実施）

- ・開催場所：県庁6階（大会議室）
- ・出席委員：全委員11/11人が出席

※以下、議事に従い、第1回会議の議事概要と、景観形成ガイドライン（たたき台）について、事務局からの説明後の内容（発言順）

（高取委員）

- ・ 白灯台の場所は、桜島やフェリー、街も見え、複数の視点を要し魅力的で、この景観は視点場としてもしっかり保全することが大事である。ここへボードウォークで行きたくくなるような賑わいのイベントスペースなどで人々を呼び込んでいけば、他の水際線を歩いていくような、回遊動線が繋がっていくことなる。
- ・ 水族館付近の魅力のある歴史的な護岸があるエリアは、夜間の景観等も活用しながら工夫できる余地がある。橋と近接する箇所については、下向きライト等で土木遺産を浮かび上がらせる等の工夫もできる。
- ・ ウォーターフロントパーク東側の円形箇所は、視点場として大事。横浜みなとみらいを参考にして、周辺のランドスケープとも一体的になった色々なアクティビティが多様になってくるような空間とした景観としても作られるといい。
- ・ 南側の赤灯台と反対側に白灯台があり、ストーリーとしても魅力的である。
- ・ 散策動線として、石積護岸が連続していて、歴史的にも非常に意味深い動線になる。
- ・ 石造倉庫郡なども回遊性が向上する中で、見て回り、街としても面白い昔ながらの資産の活用を検討しながら、今後に繋げていくとよい。
- ・ 朝日通り、みなと大通り、マイアミ通りは、良い特性を持ち異なる魅力を持った動線だ。それぞれの地区の役割や特性を明確化して回遊動線として位置づけて、建物と海側の一部分が見え隠れする景観をしっかりと視点場として計画していくことが大事。

（小山委員）

- ・ マイアミ通りの視点場で、どのように過去の考え方を受け継ぐのかは大事なところ。その際、桜島側だけではなく、市街地側を見たときに何が見えるのかというところ。朝日通りの延長の水辺では、桜島を見て振り返ると、朝日通りの奥行き感を持って、動いている市電等が景観として、生き生きとした感じがした。マイアミ通りの延長線では、いづろ通りが少し屈曲しているが故に、よく見えていた。そんな動きがある景観を、市街地側に対する眺めとしては、鹿児島ならでは、桜島側は、自然の動き（噴煙）や、船の動きが見えて、市街地側を見ると、市電等の動きが見える。両方見える場所が、このドルフィンポートの跡地だとすると、この視点場は今回決める肝になる。

- ・ ガイドラインの「配慮の方針」に、人の目の高さを重視して、視点場の話に展開していくべき。俯瞰も大事だが、回遊性を考えると、人の目の視点で、何がどう見えているのか。その見えるものが桜島側と市街地側でどのようなものが見えるのかということを議論した上で、視点場を定めるということが今後重要となる。

（川島委員）

- ・ 見透かせるようなところというのは、やはり重要であり、それが視点場という考え方。
- ・ 回遊性は重要。現況は、せっかくな場所なのに駐車場が並んで、バックヤードのような印象がある。機能的に求められるものと、それからそこに生まれる回遊性や居場所空間というものの間に、もうちょっと何か仕掛けを考えていく必要がある。
- ・ 朝日通り、マイアミ通りの視点場に囲われたドルフィンポート跡地、またウォーターフロントパークの在り方というのは、極めて重要。
- ・ ガイドラインの「道路及び緑地・緑化に関する事項」で、南国らしさについては、桜島、錦江湾があって、回遊動線があり皆がそこで賑わっていることが、鹿児島島の姿だと感じる。桜島をもっと生で見させてとか、水辺空間をもっと近く感じさせて等へ誘導することの方が、樹種を決め込むよりは、南国らしさにつながる。

（徳島委員）

- ・ 土木遺産等の利用は、非常に有効。動線と集まる場所を明確にするべきで、見るところで見る、移動するところで移動するというようなメリハリを付けたスペース作りというのが非常に重要である。
- ・ 南国らしさの演出は、桜島があるってということが一番南国らしさを示している。本当に見せる、海の中にそびえる山を見せることが、鹿児島らしさに繋がる。
- ・ 色彩や屋外広告について、目立つものは景観に影響を及ぼすので、色彩を抑える等、違和感が少ない落ち着いた色使いなどの表現としながら、桜島を一番際立たせる空間にすべき。

（中島委員）

- ・ それぞれの視点場に、理由や根拠が示されるのか。土地利用も図られる場所であるが、現状からどここの線までが許容されるのか。
- ・ 「本ガイドラインの位置づけ」の図中、鹿児島市景観計画と鹿児島市屋外広告物条例が連携とされているが、景観計画も、屋外広告物条例も、それぞれ鹿児島市景観計画に定める視点場からの高さ規制があるため、同格の扱いとするべき。

（山中委員）

- ・ 水族館に行く橋の下の現状は、歩きたくないだろうという印象を受けるため、ライトアップなどの工夫が必要。
- ・ 歩いて桜島を見るときに、垣根が邪魔になる場所もあるので、撤去することも回遊性の面での気配りになるのでは。

- ・ 一丁台場は、表示がないので、案内があってもよいのでは。
- ・ 鹿児島旧港施設等は、このような資産があるということをガイドラインに記載することで、訪れようとする人も増えるのでは。
- ・ 配慮の方針の記載内容が少し薄いという印象。配慮する事項として記載している内容を何故するのかをわかるように、方針の中に記載すべき。
- ・ 配慮する事項 14 項目は、内容がイメージできるようなものを書いた方がよい。例えば先進事例の写真やデザイン等を記載すると、よりわかりやすい。

(富宿委員)

- ・ 遊歩道が橋の下をくぐる構造になっているが、歩行者としては通行するのを躊躇してしまうので、改善が必要。街路樹など緑の歩道を海際まで引っ張っていくことで、魅力ある桜島の景観が広がり、楽しく、歴史性のある場所にたどり着く仕組にすることが、回遊性につながっていく。

(岩元委員)

- ・ スポットとしてはすごく見どころのある視点場があると認識する一方で、それぞれの視点場の回遊性をもたせていくことが必要ではないか。
- ・ 本港区で事業を行う際は、ガイドラインを元に調整が行われると思うが、記述した部分については、背景や根拠があると後々検討する際にも、十分判断がしやすくなるのではないか。

(上村委員)

- ・ 平成7年に作ったウォーターフロント開発基本計画に基づいて建物が立てられており、今ある建物は、ある程度統一感を持って建てられていると感じた。これらの建物は、今後の建て替えや改修などでは、色彩や材料の統一を図ることが大事だと感じた。
- ・ ガイドライン対象区域は、NHK と水族館を対象区域に加えてもいい。
- ・ 朝日通りやマイアミ通りとドルフィンポート跡地の交差点は大事な場所。ウォーターフロントパークへの導入部分になるので、分かりやすいピクトサインや、案内表示については、ウォーターフロントパークと分かるデザインが大事ではないか。
- ・ アコウやガジュマルの木は根が暴れ、集水枡等を壊すような支障が出てくる可能性もある。

(喜元委員)

- ・ まちづくり・デザイン特別アドバイザーの国吉先生にガイドラインについて以下の通り助言を頂いた。
- ・ 全般としてガイドラインの方向性は間違っていない。
- ・ ガイドラインの対象範囲について、県有地だけでなく、エリア内の他敷地や隣接する街区も含めて景観を良くすることが必要。
- ・ 本港区から見た市街地側の建物の色や形がバラバラ。
- ・ 視点場は箇所事にレベル差を設けてみても良いのではないか。
- ・ 回遊性について、眺望の軸に沿った広場空間が点在することで、人が行きやすくなる。

- 歩行空間や広場では利用を抑える方向ばかりでなく、賑わいを作り出すために、楽しく使えるようにするのがよい。
- 水際空間に関する事項について、水際空間に回遊性のある動線を作っていくことは面白い。これは他のエリアへも展開してほしい。
- 本港区エリアで夜も安心して回遊できるような場を作っていく。ポイントポイントで明るくし、均一でなくてよくメリハリをつける。

(佐多委員)

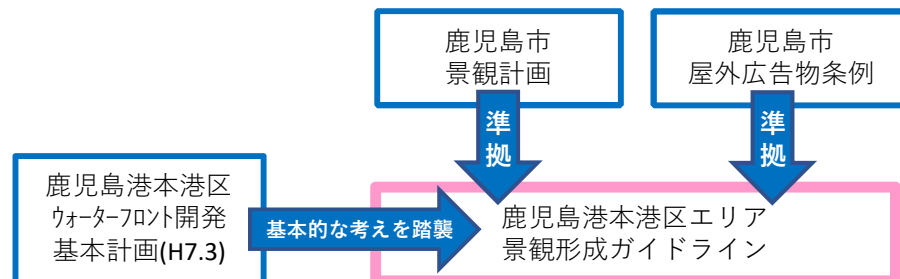
- 桜島，海，船，この姿が鹿児島島の景観である。
- この港の生きた風景は、離島を多く持っている鹿児島島の魅力の一つだ。朝日通りから桜島も綺麗に見えるが、船も綺麗に見える。全体の景色が見える軸線が大事。
- 朝日通りは、市街地側にいくと両サイドに建物がずっと立っていて、その間から桜島が徐々に見えてきて、ワクワクする道路筋であると思う。
- 本港区から町という人の動きもある。クルーズ船、奄美航路、種子屋久高速線、離島航路など、海から人が入ってくるので、海から町に抜ける景観と動線も考慮し、景観配慮すべき。
- ガイドラインの「配慮の方針」について、港の活動の景観を生かした記載をすべき。
- 視点場で、城山からの景観を考えると、屋根や建物に対する配慮も必要。まちなみ形成に関する事項の中に、壁面や屋上の緑化の内容があるので、屋根・屋上に関する事項のところにも緑化という言葉があってもいい。

鹿児島港本港区エリア 景観形成ガイドライン (素案) 【概要版】

1 本ガイドラインの位置づけ

ガイドラインP2

桜島の眺望やまちなみ景観など同エリアにふさわしい景観・デザインについて、**基本的な方向性を示す**ことにより、同エリアにおける建築行為や公共土木施設等の整備に反映し、**良好な景観形成と魅力向上を図る**。



2 本港区エリアまちづくりの考え方

ガイドラインP3~5

- ・古くからの歴史がある本港区(1840年頃：新波止)
- ・市街地が隣接し、自然景観や歴史・文化に恵まれる
- ・同エリアまちづくりランドデザインの実現



3 本ガイドラインの対象区域

ガイドラインP6

下図に示す範囲(点線部内)を対象



4 配慮の方針

ガイドラインP6

●鹿児島ならではの特徴的な景観

- ・自然景観や歴史建造物等の景観資源を活かす
- ・港の活動等を感じる水際線プロムナードを有す
- ・街路を通して見える市街地のまちなみ



活かす

- ・回遊性のある歩行者動線を確保
- ・歩行者目線での良好な景観を形成
- ・建築物等の高さ配慮(市景観計画)



5 回遊動線と視点場の設定

ガイドラインP7~15

同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場

- ★眺望の場：錦江湾・桜島への眺望確保が必要
- 佇みの場：まちなみや港の活動を立ち止まって眺める



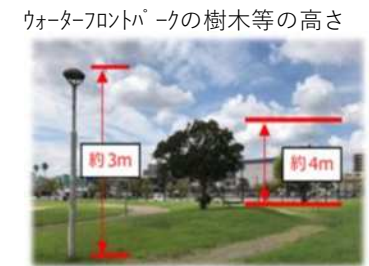
凡例

- 回遊動線(水際線のプロムナード)
- 回遊動線(各通り、臨港道路)
- 回遊動線の候補
- ★ 眺望の場
- 佇みの場
- 眺望の場★からの眺望に配慮する範囲
- 歴史的建造物
- △ 佇みの場からの視点

6 配慮する事項

ガイドラインP16~24

- (1)建築物等の高さ
- (2)眺望の場からの見通し確保
- (3)オープンスペース、回遊性の確保
- (4)水際空間
- (5)まちなみ形成
- (6)建築物等のデザイン
- (7)色彩
- (8)屋外広告物
- (9)屋根・屋上
- (10)駐車場・駐輪施設
- (11)夜間景観の演出
- (12)道路及び緑地・緑化
- (13)イベント時の緩和
- (14)ユニバーサルデザイン等



壁面後退・セパレーション空間例 質の高い自家用広告物の例



7 配慮についての協議・調整

ガイドラインP24

同エリアにおいて建築行為や、公共土木施設等の整備を実施する際に、**事業者等との協議の場を設け**、設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について、**確認・調整を行う**。



鹿児島港本港区エリア 景観形成ガイドライン

(素案)

鹿児島県

目次

<u>1 本ガイドラインの位置づけ</u>	2
<u>2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方</u>	3
<u>3 本ガイドラインの対象区域</u>	6
<u>4 配慮の方針</u>	6
<u>5 回遊動線と視点場の設定</u>	7
<u>6 配慮する事項</u>	16
<u>7 配慮についての協議・調整</u>	24

1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、桜島の眺望やまちなみ景観など、鹿児島港本港区（以下、「本港区」という。）エリアにふさわしい景観・デザインについて、基本的な方向性を示すことにより、本港区エリアにおける建築行為や、公共土木施設等の整備に反映し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上を図るものです。

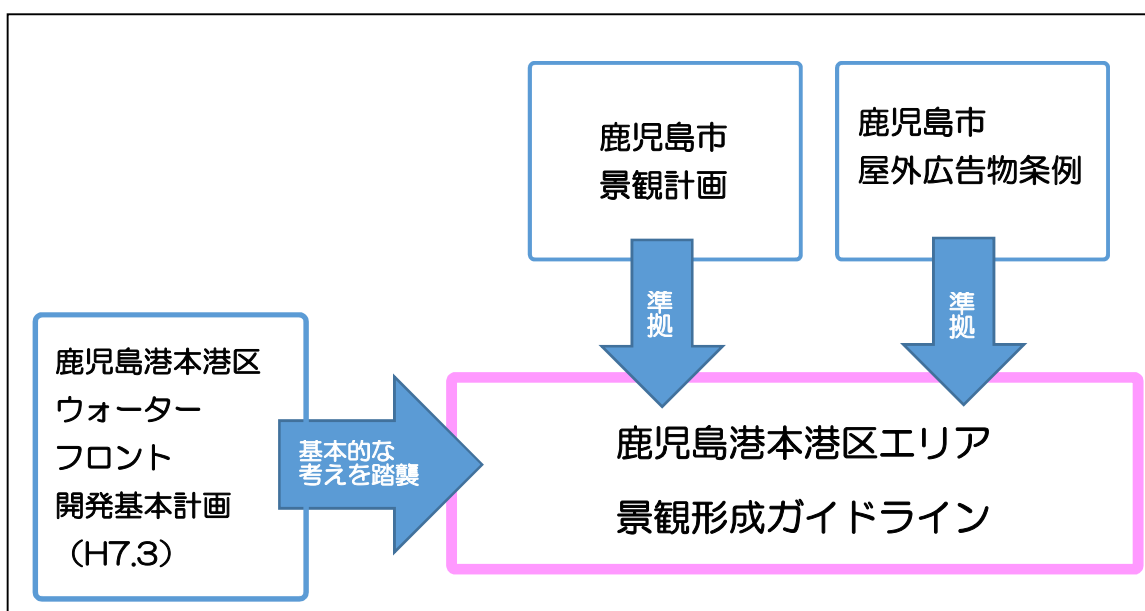


図 1-1 本ガイドラインの位置づけ

2 鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

鹿児島港の歴史は、1341年頃、島津家5代貞久が東福寺城を6代氏久の居城としたときに始まると言われていますが、当時は稲荷川と甲突川が形成した沖積地の海岸に過ぎませんでした。

その後、江戸時代に琉球貿易が盛んになるにつれ、海運上の必要から波止場（三五郎波止場;1841年頃）や新波止（1844～1853年頃）、荷役護岸等を建設し、港としての利用が始まったと言われています。

明治時代には沖縄、台湾及び阪神地区との交易により商港として発展し、1907（明治40）年、内務省告示により第2種重要港湾に指定されました。

古くからの歴史がある本港区は、錦江湾や、雄大な桜島の良好な景観をはじめ、歴史的建造物である鹿児島旧港港湾施設を有するとともに、背後には県都鹿児島市の市街地が隣接する、自然景観、歴史、文化に恵まれた地区です。



写真 2-1 大正 15 年の鹿児島港本港区（出典：鹿児島港の歴史変遷）

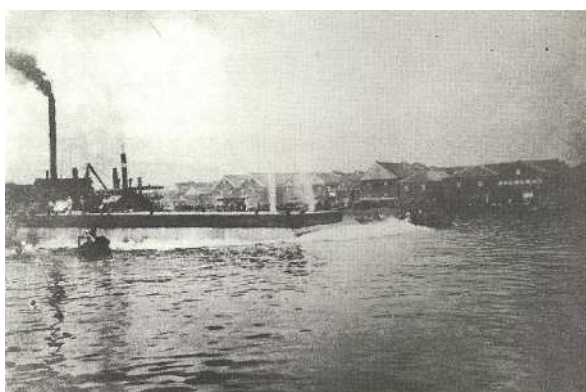


写真 2-2 昭和 7 年の本港区
（出典：鹿児島港の歴史変遷）



写真 2-3 昭和 30 年頃の本港区
（出典：鹿児島港近代化百年のあゆみ）



写真 2-4 昭和 57 年頃の防波堤（新波止, 遮断防波堤, 一丁台場）と赤灯台（旧北防波堤灯台）

（出典：鹿児島港近代化百年のあゆみ）



写真 2-5 ドルフィンポート（H17～R2）（出典：鹿児島港近代化百年のあゆみ）

本港区エリアは、これまでに「ウォーターフロントパーク」や「ドルフィンポート」, 「種子・屋久高速船旅客ターミナル」などが整備され, 新たな交流人口と賑わいが創出されてきました。

現在は, 桜島フェリー, 種子・屋久航路, 三島・十島航路及び奄美・喜界航路が就航する, 鹿児島の海の玄関口として重要な役割を果たしており, 多くの県外客も訪れる「いおワールドかごしま水族館」などが立地するなど, 多様な人々が行き交うエリアとなっています。

また、同エリアにおいては、平成31年に策定された『鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン』（以下、グランドデザイン）をもとに、

- ① 鹿児島の多彩な魅力を発信する人・モノ・情報の交流拠点
- ② 鹿児島の魅力を体感できるエンターテインメント空間
- ③ 景観資源（錦江湾や桜島、歴史的建造）を活かした魅力ある空間

の3つを要素として、「年間365日 賑わう拠点の形成」をコンセプトとする利活用の検討が進められています。

そこで、本ガイドラインを、グランドデザインを実現するための景観やデザインについての指針として活用し、同エリアの良好な景観形成と魅力向上に必要な取組を進めます。

なお、同エリアにおいて、各種計画の変更や新たな計画の策定などが生じた場合は、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行います。

表 2-1 本港区の歴史

1341年頃	島津家5代貞久が多賀山の東福寺城を6代氏久の居城としたときに鹿児島港の歴史が始まるとされる
1602年頃	島津家18代家久が鶴丸城を築き鹿児島に居を構えてから城下町を整備、加えて港の整備が進められる
1789年～1853年	弁天波止・屋久島岸岐・三五郎波止・新波止を順次築造 ※1844～1853年 新波止築造
1863年	新波止は薩英戦争時、砲台を備え英国艦隊を迎え撃ったとされる
1872年頃	一丁台場築造(その後桜島の大正大噴火により被災を受け、修復)
1901年～1905年	明治の大改修実施(物揚場、防波堤、浮棧橋等の整備) ※1905年 遮断防波堤築造
1907年	第2種重要港湾に指定(内務省告示)
1923年～1934年	大正・昭和の大改修実施(防波堤、岸壁、浚渫等) ※1934(S9)年 赤灯台(旧鹿児島港北防波堤灯台)築造
1951(S26)年	重要港湾に指定(港湾法)
1986(S61)年	本港区再開発に着手
1992(H4)年	北ふ頭 埋立竣工
1993(H5)年	北ふ頭旅客ターミナル 供用開始
1997(H9)年	いおワールド かがし水産館 開館 , 南ふ頭 埋立竣工
1998(H10)年	桜島フェリーターミナル 供用開始
2002(H14)年	南ふ頭旅客ターミナル 供用開始 , ウォーターフロントパーク 供用開始
2005(H17)年	ドルフィンポート 開業
2006(H18)年	湾岸交番 開設 , NHK鹿児島放送会館 開館
2007(H19)年	種子・屋久高速船旅客ターミナル 供用開始
2022(R2)年	ドルフィンポート跡地 暫定活用開始

3 本ガイドラインの対象区域

本ガイドラインでは、本港区エリアのうち、下図に示す範囲を対象とします。

なお、県有地に隣接する範囲（青色の範囲）についても、本ガイドラインを景観・デザインを考える上での参考にしていただきたいと思います。



図 3-1 本ガイドラインの対象区域

4 配慮の方針

本港区エリアは、錦江湾の広大な静穏海域や雄大な桜島などの美しい自然景観を望むことができるとともに、歴史的建造物である鹿児島旧港施設等を有することから、これらの景観資源を活かした魅力ある空間を目指します。

特に水際線においては、錦江湾・桜島への眺望や、行き交う船と港の活動、歴史性を感じられるプロムナード（水際線のプロムナード）を有し、同エリアから朝日通りなどの街路を通して見える市街地のまちなみや、色とりどりの路面電車やバスが行き交う姿は、鹿児島ならではの特徴的な景観であると考えます。そこで、これらを活かした回遊性のある歩行者動線を確保し、歩行者目線での良好な景観を形成します。

また、鹿児島市内全域を対象とする鹿児島市景観計画においては、色彩や緑化等の基準が設けられています。同エリアは桜島及び城山への眺望確保のため建築物・工作物の高さにも基準が設けられていることから、建築物等の高さに配慮します。

5 回遊動線と視点場※の設定

水際線のプロムナードや、背後の市街地中心部からプロムナードへと繋がり、錦江湾・桜島、本港区エリアの歴史やまちなみ、活きた港の活動など、同エリアの魅力を感じられるルートを回遊動線として設定し、景観形成に配慮することとします。

また、同エリアの魅力を感じられる場所を回遊動線上の視点場として、錦江湾・桜島への眺望を確保する必要がある場所を「眺望の場」、まちなみや港の活動などを立ち止まって眺める場所を「^{たたく}佇みの場」として設定します。

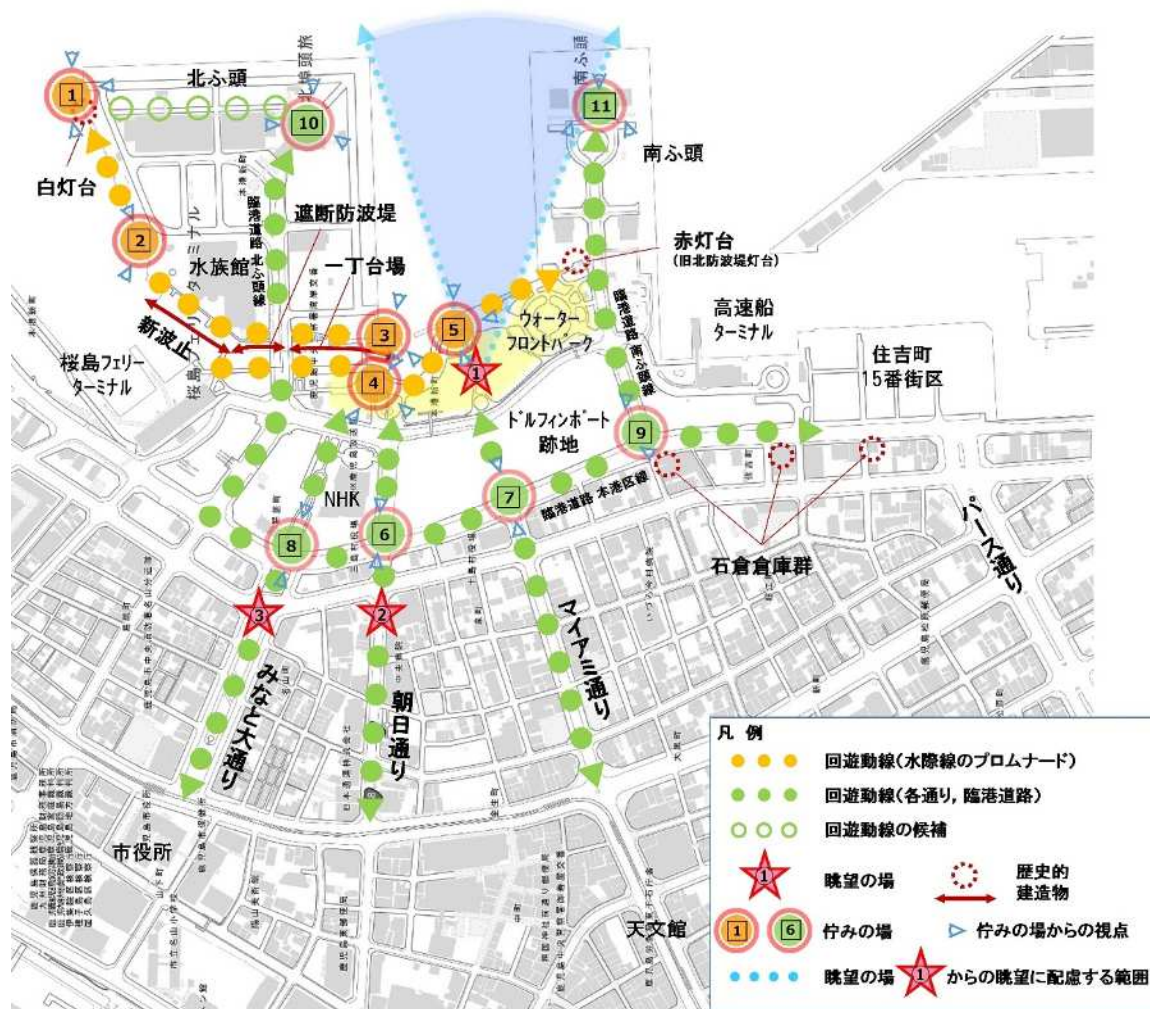


図5-1 本港区エリアの回遊動線と視点場（地理院地図を使用）

※ 本ガイドラインでは、「視点場」を、鹿児島市景観条例に規定する視点場（遠景を眺望することができ、眺望の良さが広く市民等に認知され、眺望の良さを確保するための維持管理が継続して行われることが見込まれる場所）ではなく、景観や活動を眺める場所、としての意味で使用しています。

回遊動線とその特色

1. 水際線のプロムナード ● ● ●

白灯台から、国の重要文化財である鹿児島港旧港施設（新波止・遮断防波堤・一丁台場）を経て、国の登録有形文化財である赤灯台へと至る、本港区の歴史性を感じられる動線

錦江湾・桜島や港の活動を眺められる動線

2. 水際線のプロムナードと中心市街地・北ふ頭・南ふ頭・ 住吉町 15 番街区を結ぶ回遊動線 ● ● ●

（朝日通り）

両側に建ち並ぶビル群の間から見る桜島，港の活動

市街地のまちなみ，路面電車やバスが行き交う姿を眺められる動線

（マイアミ通り）

港の活動，市街地のまちなみ，

路面電車やバスが行き交う姿を眺められる動線

（みなと大通り）

市役所から本港区エリアへと繋がる緑地景観を楽しむことができる動線

水際線のプロムナードへアクセスしながら，港の活動を眺められる動線

（臨港道路本港区線）

大正年代に建造された石倉群（離島航路の荷物保管場所）の歴史性を感じることができる動線

ドルフィンポート跡地での活動，港の活動を眺められる動線

（臨港道路北ふ頭線・南ふ頭線）

北ふ頭・南ふ頭旅客ターミナルへアクセスしながら，錦江湾・桜島や港の活動を眺められる動線

「眺望の場」及び「^{たたず}佇みの場」

眺望の場

★① マイアミ通りの延長線にあるウォーターフロントパークの中央付近



★①から
錦江湾・桜島への
眺望に配慮する範囲

★② 朝日通りと県道（鹿児島停車場線・鹿児島港線）との交差点付近



★②から桜島への
見通しを確保する範囲

★③ みなと大通り公園と県道（鹿児島停車場線）との交差点付近



★③から桜島への
見通しを確保する範囲

たたず
佇みの場

□ 1 白灯台

- ・ 錦江湾・桜島や，北ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 桜島フェリーの出入りなど港の風景の眺め



□ 2 鹿児島水族館付近

- ・ 錦江湾・桜島や，北ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 桜島フェリーの出入りなど港の風景の眺め



□3 一丁台場

- ・ 錦江湾・桜島や，北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ ウォーターフロントパークでの活動の眺め



□4 朝日通りを望む四阿付近

- ・ 錦江湾・桜島や，北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ ウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・ 市街地中心部の活動の眺め



市街地中心部の
まちなみを望む

□5 マイアミ通りを望む四阿付近

- ・ 錦江湾・桜島や、北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ ウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・ 歴史性のある赤灯台の眺め



□6 ドルフィンポート跡地角

- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・ 市街地を行き交う路面電車やバスの姿の眺め



市街地中心部の
まちなみを望む

□7 ドルフィンポート跡地付近

- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め
- ・ ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・ 市街地行き交う路面電車やバスの姿の眺め



市街地中心部の
まちなみを望む

□ 8 NHK横の緑地帯

- ・ 錦江湾・桜島の眺め
- ・ ドルフィンポート跡地やウォーターフロントパークでの活動の眺め
- ・ みなと大通りやNHK横遊歩道の緑地景観の眺め



□ 9 石倉倉庫周辺

- ・ 錦江湾・桜島の眺め
- ・ 歴史性を感じられる大正年代に建造された石倉群の眺め
- ・ 南ふ頭の港の活動や、離島航路の出入りなど港の風景の眺め



□10 北ふ頭ターミナル付近

- ・ 錦江湾・桜島の眺め
- ・ 北ふ頭・南ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め



□11 南ふ頭ターミナル付近

- ・ 錦江湾・桜島の眺め
- ・ 南ふ頭・北ふ頭の港の活動の眺め
- ・ 離島航路の出入りなど港の風景の眺め



6 配慮する事項

以下に示す項目について、景観への配慮を行います。

(1) 建築物等の高さに関する事項

①建築物等の高さは、鹿児島市景観計画に準拠した高さとする。

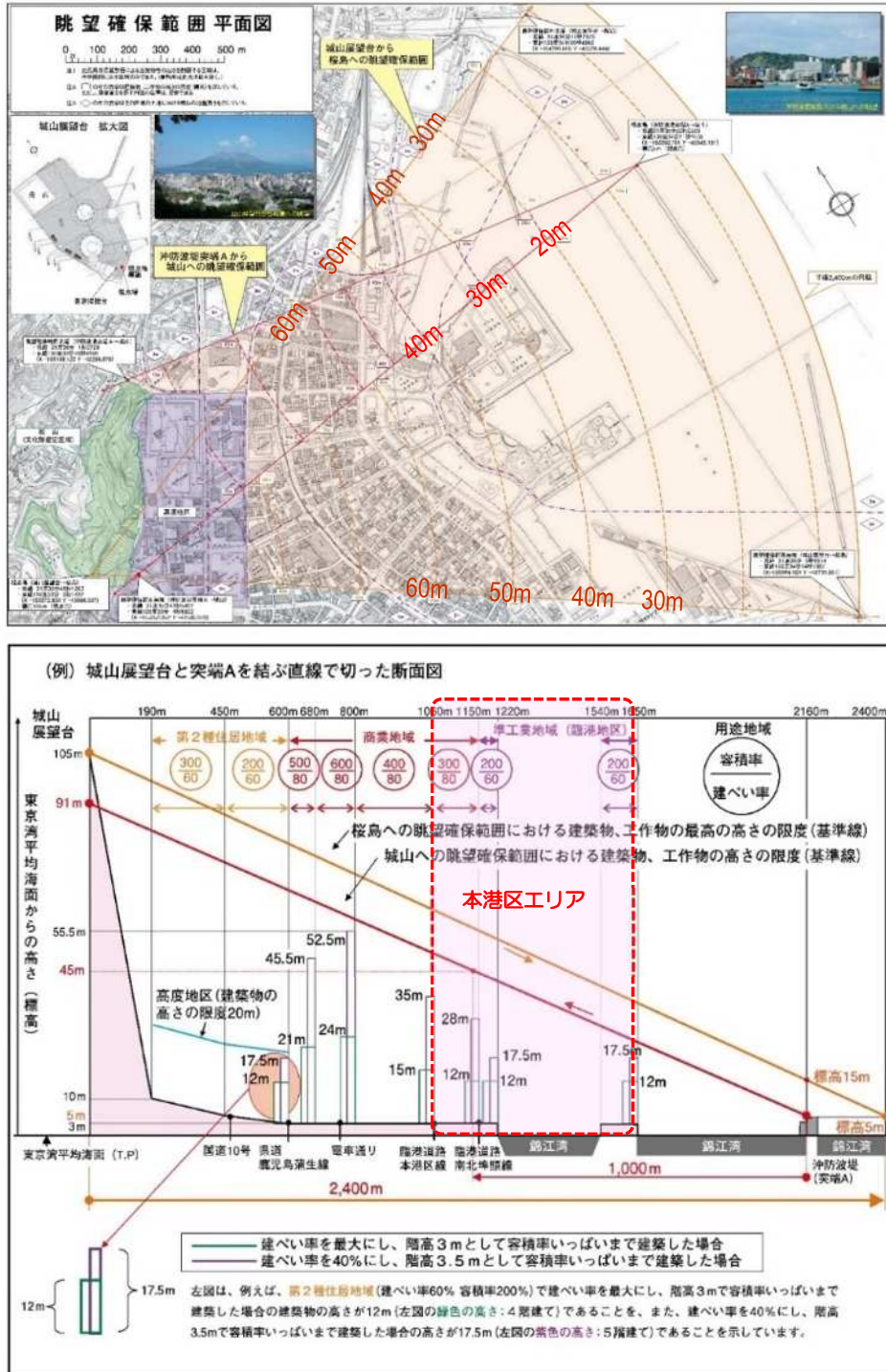


図 6-1 桜島・城山への眺望確保範囲と建築物等の高さの限度（鹿児島市景観計画に加筆）

- ②入港する船舶からの眺めや、水際線のプロムナードに配慮し、ウォーターフロントパーク内に設置する建築物等は、圧迫感を与えない高さ（3～4m程度）とする。



写真 6-1 ウォーターフロントパークの四阿や樹木の高さ

(2) 眺望の場からの見通し確保に関する事項

- ① 眺望の場★①から錦江湾・桜島への眺望や、港湾としての機能を考慮し、「眺望の場★①からの眺望に配慮する範囲」の建築物等については、港の活動の眺めを構成する既存の港湾施設と同程度の高さとする。

- ② 眺望の場★②・★③から桜島への見通しを考慮し、壁面位置をセットバック（壁面後退）させるとともに、周辺に圧迫感を与えないよう建築物等の形態意匠を工夫する。また、開放的な構造を取り入れるなど、外部空間と内部空間の連続性を形成する。



写真 6-2 外部空間と内部空間の連続性の例

(3) 回遊動線におけるオープンスペース、回遊性の確保に関する事項

- ① 水際線のプロムナードにおいては、**界限性※・賑わい性**を演出するため、比較的狭あい**で**曲線的なものを基本とし、立ち止まって錦江湾、桜島への眺めや活きた港の活動を感じられる場所（**佇みの場口1～5**）及び旧港港湾施設の歴史的建造物等をつなぐ回遊性を確保する。

（※界限性 商店街の賑わいや生業の活気等，生活感あふれる雰囲気を感じさせる個性的まちなみ）

- ② マイアミ通り，朝日通り，みなと大通りから，ウォーターフロントパークや水際線のプロムナードをつなぐ回遊動線の連続性に配慮する。
また，立ち止まって錦江湾・桜島への眺めとともに，本港区エリアのまちなみや海への開放感，港の活動や市街地における活動を感じられる場所（**佇みの場口6～11**）においては，ウォークアブルな空間の創出や，オープンスペースを確保する。

- ③ ウォーターフロントパーク及び水際線のプロムナードの回遊性を確保するため，ウォーターフロントパーク内に設置される建築物等の配置・形状や空地の確保に配慮する。

(4) 水際空間に関する事項

- ① 水際線のプロムナードとして、「鹿児島港発祥の地」の歴史を伝える赤灯台※1、歴史的石積み護岸※2、白灯台の保全・活用を図る。
- ② 居心地が良く快適な水際空間をつくるため、水際線のプロムナードに接する敷地内の建築物では、建築物内外が一体となった開放的な空間を確保する。

※1 赤灯台（鹿児島旧港防波堤灯台）（1934(S9)）は、国の登録有形文化財に指定(H20)。

※2 新波止(1844~1853), 一丁台場(1872(M5))及び遮断防波堤(1904(M37))は、国の重要文化財に指定(H19)。

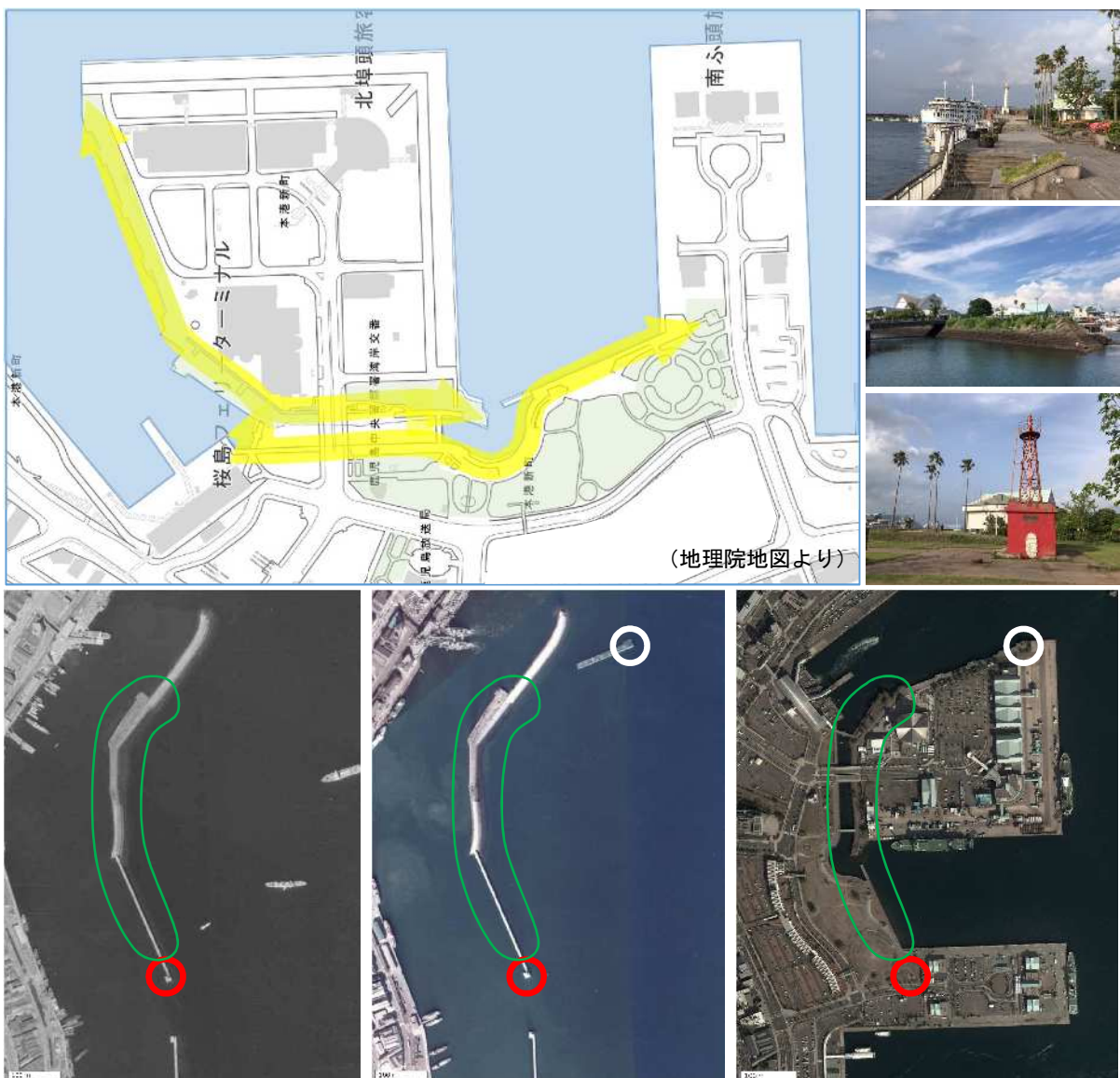


写真 6-3 1961~1969 年頃, 1974~1978 年頃と 2015 年の鹿児島港 (地理院地図より)

(5) まちなみ形成に関する事項

- ① 地区全体として調和のとれた沿道景観を形成するために、沿道建築物の壁面後退やセミパブリック空間を充実する。



写真 6-4 壁面後退・セミパブリック空間の例

- ② マイアミ通りからの回遊動線では、活気あるまちなみをつくるために、本港区エリアへの入口や歩行空間の連続性を意識し、エリア内の建築物の低層部の機能や形態、外構の工夫を行うとともに、橋・デッキ等の活用により動線上の眺望に変化を与える。



写真 6-5 デッキの活用事例

- ③ 建築物の壁面や屋上の緑化に努め、敷地内に緑地スペースを設ける。



写真 6-6 屋上緑化の例



写真 6-7 壁面緑化の例

(6) 建築物等のデザインに関する事項

- ① 建築物等のデザインについては、単調な壁とならないような工夫を行うとともに、分節化や低層階の工夫などにより圧迫感の軽減に努めるなど、回遊動線からの建物の見え方に配慮する。



写真 6-8 単調な壁とならない工夫の例



写真6-9 低層階の工夫による圧迫感の軽減例



写真 6-10 分節化の例

- ② 公衆トイレ等は、周囲の建築物のデザイン・色彩と調和のとれたものとする。

(7) 色彩に関する事項

色彩は、鹿児島市景観計画に準拠するとともに、統一性に配慮しつつ、アクセントカラーを効果的に使用するなど、個性を演出する。



写真 6-11 アクセントカラーを使用した例

(8) 屋外広告物に関する事項

- ① 屋外広告物については、鹿児島市屋外広告物条例に準拠するとともに、街区内には屋外広告・貼紙等を、原則として設置しない。(案内板は除く)



写真 6-12 質の高いデザインの例

- ② 店舗名などの自家用広告物については、鹿児島市屋外広告物条例に基づき設置を認めるが、景観形成に留意し、色彩を抑え落ち着いた色使いとするなど、質の高いデザインとする。



写真 6-13 質の高いデザインの例

(9) 屋根・屋上に関する事項

城山の斜面緑地や、市街地側の建築物などからの見下ろし景観、海上からの眺望を意識し、屋根や屋上をデザインするとともに、屋上の緑化に努める。

(10) 駐車場・駐輪施設に関する事項

駐車場・駐輪施設の位置や形態は、まちなみの連続性を阻害しないものとなるよう工夫する。



写真 6-14 1階部分を工夫した駐車場の例

(11) 夜間景観の演出に関する事項

- ① 街区内の夜間景観を演出するため、照明の工夫に努めるとともに夜間の賑わいの演出に配慮する。



写真 6-15 夜間景観の照明の例



写真 6-16 夜間景観の演出例

- ② 鹿児島旧港港湾施設の歴史的建造物等を活用し、落ち着いた魅力ある夜間景観となるよう演出を工夫する。また、自家用広告物であっても、派手なネオンサインは設置しないものとする。



写真 6-17 夜間照明の例

(12) 道路及び緑地・緑化に関する事項

- ① 歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺のまちなみの特性に配慮した良好な景観の形成を図る。

- ② 歩行空間には、周辺の景観や歩きやすさに配慮した素材を使用する。



写真 6-18 歩行空間の例

- ③ ガードレール・交通標識(法令に基づくものは除く)・信号・街路灯は、歴史・文化性を採り入れ、周囲の景観に配慮するとともに、個性ある景観づくりに寄与するようなデザインとするよう努める。

- ④ 標識類は、形状や色彩が周囲の景観を損なわないことを基本とする。

- ⑤ 緑地・ポケットパーク等のオープンスペースを設けることにより，快適性と開放感を確保する。
- ⑥ 街路樹は緑陰を形成し，かつ地域特性を考慮して，火山灰に強く，耐潮性のある樹種を基本とする。

(13) イベント時の緩和に関する事項

- ① オープンスペースは街の賑わいを創出するために，イベントを行う空間として積極的な活用を行う。
- ② イベントを行う場合，屋外広告物の取扱いを緩和する。



写真 6-19 オープンスペースのイベント活用例

(14) その他

- ① 自動ドアの設置や案内板の多言語化，ピクトグラム化を行うなど，ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行う。



写真 6-20 ピクトグラムの使用例

- ② 各所で，水に親しむ機会の創出に努める。
- ③ 自動販売機の設置に際しては，街区の美観を損ねないように配慮する。

7 配慮についての協議・調整

本港区エリアにおいて建築行為や，公共土木施設等の整備を実施する際に，事業者等との協議の場を設け，設計・施工段階における景観・デザインに関して本ガイドラインの反映状況等について，確認・調整を行うこととします。